



今月のテーマ 所得税と法人税における暗号資産に関する税務

以前ほど話題になる機会が少なくなりましたし、またPayPayに代表される電子マネーの普及で影が薄くなってしまった感のある仮想通貨です。現在では仮想通貨ではなく暗号資産と呼称するのが正しいこともあまり知られていないのではないのでしょうか。現物の姿を持たない点で暗号資産と電子マネーは似ていますが、暗号資産は株式と同様に取引市場が存在し時価で取引されることから一定の場合に課税が行われる点が大きく異なります。今回は所得税と法人税における暗号資産に関する税務についてご紹介いたします。

1. 所得税・法人税における基本的な考え方

暗号資産は支払手段と金融商品の2つの側面を持ち、時価が存在することで取得価額との間に差額が発生し、その差額に対して所得税・法人税の課税が行われる場合があります。

	所得税	法人税
収入を計上する時期	原則は暗号資産を引き渡した日の属する年。ただし譲渡等に関する契約をした日の属する年も選択可能。	譲渡等に関する契約をした日の属する事業年度。
譲渡となる取引	暗号資産自体の譲渡のほか、暗号資産を使って物品を購入した場合や暗号資産を他の暗号資産と交換した場合なども保有する暗号資産を譲渡した対価で商品を購入したと認識される。	
譲渡原価の計算方法	移動平均法又は総平均法を届出により選択 届出がない場合は総平均法による	原則は移動平均法 届出により総平均法を選択可能
取得価額	対価を支払って取得した場合、購入金額に手数料などを加算した金額 相続・贈与や遺贈その他の場合、それぞれに定められた時点の時価	

2. 所得税における税務

(1) 所得区分

暗号資産取引により生じた利益は、原則として雑所得に区分されます。ただし、暗号資産取引の収入によって生計を立てていることが客観的に明らかな場合は事業所得に区分されます。また個人事業主が事業用資産として暗号資産を保有し、棚卸資産などの購入に際して支払手段として使用した場合なども事業所得に区分されます。

(2) 必要経費

暗号資産の譲渡による雑所得の金額を計算する際の必要経費は次のようなものがあります。

- ・その暗号資産の譲渡原価、譲渡にかかった手数料
- ・インターネットやスマートフォン等の回線利用料やパソコン等の購入費用のうち、暗号資産取引に必要と認められる部分の金額

(3) 低額譲渡

暗号資産をその時価の70%相当額未満で譲渡した場合、その譲渡は低額譲渡に該当します。その場合、実際の譲渡金額ではなく、時価の70%相当額で譲渡が行われたものとして雑所得等を計算する点に注意が必要です。

(4) 譲渡損失

暗号資産を譲渡したことで生じた損失については、雑所得以外の他の所得と相殺(いわゆる損益通算)をすることができません。また同じ雑所得であっても外国為替証拠金取引(=FX 取引)棚卸のように分離課税が適用されるものとは損益通算をすることはできません。

3. 法人税における税務

法人が事業年度終了時に暗号資産を保有している場合に、その暗号資産のうち活発な市場が存在するものについては時価法により評価した金額が期末評価額とされます。活発な市場が存在する暗号資産とは、継続的に売買価格が公表され、かつ、その公表される売買価格がその暗号資産の売買価格に重要な影響を与えているなど一定の要件を満たすものを指します。

時価と取得価額の差額は評価損益としてその事業年度の損益に取り込まれますが、翌事業年度において洗替処理される点に注意が必要です。